

訪問看護D X情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

佐伯地区医師会訪問看護ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、ご利用者の同意を得て居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより得られる利用者の診療情報、薬剤情報等を取得・活用して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

上記により、訪問看護医療D X情報活用加算として定められた額を所定額に加算いたします。

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている。
2. 健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認を行う体制を有している。
3. 医療D X推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載している。